

【契約の概要調書】

(契約件名) GNSS アンテナ支柱等の製作及び GNSS 観測装置の取付調整				
契約の概要				
<p>当所では「地殻変動観測による火山活動評価・予測の高度化に関する研究」により、伊豆大島での GNSS 観測を実施している。本件は、老朽化の進んだ既設装置の更新のため、機器の取付に必要な支柱等を製作するとともに、伊豆大島において観測装置（支給品）の取付調整を行うものである。</p> <p>○履行内容</p> <table><tr><td>GNSS アンテナ支柱等の製作</td><td>一式</td></tr><tr><td>GNSS 観測装置の取付調整</td><td>7 地点（観測装置は支給）</td></tr></table> <p>○履行期限</p> <p>平成 31 年 3 月 15 日</p> <p>○履行場所</p> <p>東京都大島町</p>	GNSS アンテナ支柱等の製作	一式	GNSS 観測装置の取付調整	7 地点（観測装置は支給）
GNSS アンテナ支柱等の製作	一式			
GNSS 観測装置の取付調整	7 地点（観測装置は支給）			
注意点等				
<ul style="list-style-type: none">・参加方式確認書類の提出期限 平成 30 年 11 月 16 日（金） 16 時まで・最低価格落札方式・電子入札対象案件				

入札公告

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------------------|
| (1) 件名 | GNSSアンテナ支柱等の製作及びGNSS観測装置の取付調整（電子入札対象案件） |
| (2) 履行内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期限 | 平成31年3月15日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所

茨城県つくば市長峰1-1 気象研究所総務部会計課

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成30年10月26日 から 平成30年11月15日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付するので、電子媒体（ウィルスチェック済みのUSBメモリー又はCD-Rのいずれか、ひとつ）を持参すること。

5. 参加申請書等提出期限

- (1) 提出期限 平成30年11月16日（金） 16時
- (2) 提出書類
(A) 電子入札方式 証明書等（資格審査結果通知書等）及び電子入札参加確認書
(B) 紙入札方式 証明書等（資格審査結果通知書等）及び紙入札参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3. まで持参すること。
- (2) 入札書の締切 平成30年11月26日 16時00分
- (3) 開札日時・場所 平成30年11月27日 14時00分 気象研究所 入札・ヒアリング室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

平成30年10月26日

支出負担行為担当官
気象研究所長 隈 健一